

ごみの焼却は**禁止**です！

法律に定める例外を除きごみの焼却ができません



例外には、以下の場合が該当します。

ただし、住民の苦情など周辺的生活環境に影響があることが認められる場合は、例外に含まれません。

例 外

① 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

例： 害虫駆除や肥料化を目的とした稲わらや畔草の焼却

② 国又は地方公共団体が行う施設管理や応急対策に必要な廃棄物の焼却

例： 河川敷の草焼き、火災予防訓練

③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却

例： どんと焼き等の地域の行事におけるもの

④ 日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却

例： たき火、キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却

⑤ 廃棄物処理基準を満たした焼却炉を利用した焼却

基準：二重扉等で焼却中に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼ガスの温度が摂氏 800℃以上の状態で廃棄物が焼却できる設備であること等、詳しくは裏面に記載。

例外⑤の基準を満たした焼却炉の詳細

	廃棄物処理基準（小型焼却炉）
焼却方法 （使い方）	煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させないこと
	煙突の先端から火炎又は黒煙を出さないこと
	煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと
	プラスチック、ビニール類は燃やさないこと
	※投入口は廃棄物を入れたらしっかり閉じること
設備構造	空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼ガスの温度が摂氏800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること
	燃焼に必要な空気の通風が行われるものであること
	外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（2重扉など）
	燃焼室中の燃焼ガス温度を測定するための装置が設けられていること（安定した燃焼状態が維持できる場合は、燃焼ガス温度が定期的に測定可能であること（温度計装備））
	燃焼ガスの温度を適正に維持できる構造であること（助燃バーナーなどの装備）

※上記の基準を満たさない簡易な焼却炉を使った焼却も野外焼却と同じ罰則の対象になります。

※火床面積（燃焼室の底面）が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上の焼却炉を設置する場合は、市に届出が必要です（注1、注2）。そして排ガス等のダイオキシンを1年1回以上検査し、市に報告する義務があります（注1）。また、施設管理者を置く義務があります（注2）。

注1＝ダイオキシン類対策特別措置法 注2＝豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進に関する条例

違反者は

5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金に処せられることがあります。

【違法焼却禁止条項】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2

【罰則】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条第15号

注意事項 ◎家庭菜園では、枯草や野菜くずなどを燃やさないでください。

◎家庭から出る廃棄物は、地域のごみステーションに出すか、直接市の処分場に持ち込むようにし、燃やさないでください。

◎枯草や野菜くずなどは、たい肥化するなど土壌に還しましょう。

◎例外にあたる焼却であっても、周りの環境に十分な配慮をお願いします。

問合せ：豊田市環境部 廃棄物対策課

電話 34-6710(直通)FAX34-6967